

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年6月17日(月)午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘・5若林 卓哉
8喜多 義幸・9竹尾 泰・10田中 茂人・11清水 喜代己
12平松 崇己・13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹
以上12名

欠席委員 4田村 明・23水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：向出主査
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 1小澤 哲男・11清水 喜代己

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見

議 事 の 大 要

議 長

それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席者は4番 田村 明委員と23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
1番 小澤 哲男委員、11番 清水 喜代己委員、よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

15ページ 議案第1号 番号6をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、16ページの下合計欄について、合計18筆を16筆に、計12, 220㎡を10, 232㎡に、そして田10, 031㎡を8, 043㎡に訂正をお願いします。

つづきまして、18ページ 議案第3号 番号3、番号4をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、18ページの下合計欄について、合計8筆を6筆に、計2, 765㎡を1, 483㎡に、そして田1, 246㎡を609㎡に、畑1, 519㎡を874㎡に訂正をお願いします。

つづきまして、21ページ 議案第5号 番号9をご覧ください。
この案件の転用目的について、「駐車場兼資材置場用地」を、「駐車場用地」に訂正をお願いします。
訂正は以上になります。

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から4で、件数は4件、合計面積は9, 710㎡で、その内訳は田が9, 209㎡、畑が501㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから10ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から16で、件数は16件、合計面積は66, 027. 13㎡で、その内

訳は田が58,156.13㎡、畑が7,871㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

11ページをお願いします。

報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成11年12月5日でございます。

番号2 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成11年12月5日でございます。

番号3 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成11年12月5日でございます。

番号4 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成11年12月5日でございます。

以上、件数は4件、合計面積は420㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 貸駐車場用地

以上、件数は2件、合計面積は1,240㎡、その内訳は田が674㎡、畑が566㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 共同住宅用地

番号3 駐車場用地

番号4 事務所用地

以上、件数は4件、合計面積は2,204㎡で、その内訳は田が2,033㎡、畑が171㎡でございます。

14ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 駐車場用地

以上、件数は1件、合計面積は399㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、15ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、でございます。
番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端_____、登記地目・現況地目とも田、面積 884㎡、受人 _____、面積 6,309㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端_____、登記地目・現況地目とも田、面積 970㎡、受人 _____、面積 6,309㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 楡形、申請地 安東町木若_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 170㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 栗真、申請地 栗真小川町西浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 307㎡ 外2筆、合計面積 1,063㎡、受人 _____、面積 9,925㎡、渡人 _____ 外1名。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 白塚、申請地 白塚町奥起_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 198㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

16ページをお願いします。
番号7、地区 上野、申請地 河芸町久知野松尾_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 85㎡ 外2筆、合計面積 792㎡、受人 _____、面積 17,596㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加上_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,381㎡、受人 _____、面積 507,522.99㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加下_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,300㎡、受人 _____、面積 507,522.99㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 村主、申請地 安濃町神田東裏_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,209㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 長野、申請地 美里町南長野中村_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 123㎡ 外2筆、合計面積 2,265㎡、受人 _____、面積 11,808㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模の縮小のためです。

以上、件数は10件、面積は10,232㎡で、このうち田が8,043㎡、畑が2,189㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域の調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。これらの案件は先般、推進委員と事務局と現地確認しまして特に問題ないということです。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。この案件に関しまして問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番坂野です。地元推進委員と確認しましたが、問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 白塚、お願いします。

事務局 事務局ですけど、田村委員から現地確認の結果、特に問題ない旨の連絡を受けておりますので報告いたします。

議 長 番号7、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号8、番号9 地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。_____さんがするということで、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 番号10、地区 村主、お願ひします。

横山委員 13番横山です。推進委員さんと事務局と現地確認させていただきました。自宅と隣接した場所でした。利便性も良く、何も問題ないということでよろしくお願ひします。

議 長 番号11、地区 長野、お願ひします。

清水委員 11番清水です。先般、現地を確認させていただきましたが、問題ないということでもよろしくお願ひします。

議 長 番号1から番号11について、地元委員さんから異議のないご報告旨でございましたが。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたす。次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願ひします。

事務局 17ページをお願ひします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野東野_____、登記地目・現況地目とも田、面積 981㎡ 外1筆、合計面積 1,331㎡、借人 _____、面積698,117㎡、貸人 _____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は1,331㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願ひします。

事務局 事務局ですけど、田村委員から現地確認の結果、特に問題のない旨の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

議 長	番号1について、地元委員さんからの報告がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町多為_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 76㎡ 外2筆、合計面積 197㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。 昭和30年頃から畑に住宅等を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 都市計画法43条との同時許可となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町下り町_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 318㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。 昭和50年3月頃から住居を建てた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 安濃、申請地 安濃町曾根西川原_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 609㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。 平成24年頃から農業用施設として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域内農業施設用地と判断されます。 番号6、地区 安濃、申請地 安濃町安濃下大谷_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 359㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を山林とするものです。 昭和46年6月頃から農業の担い手がいなくなり、山林化した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は4件、面積は1,483㎡で、このうち田が609㎡で、畑874㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、番号2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地確認しましたが何ら問題ございませんので、許可をよろしく
お願いします。
番号2、地区 高野尾、現地を確認しましたが問題ないので、よろしく願い
します。

議 長 番号5、番号6、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。番号5について農業施設ということで問題ないのでよろしくお
願いします。
6番につきまして、昭和40年代に山林になってしまったということで、周りも
山ばかりになっておりますので、問題ないということで、よろしく願い
します。

議 長 番号1から番号6について、地元委員さんから、異議の無しということでした。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたしま
す。
次に議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移
転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許
可取消願について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 辰水、申請地 美里町家所南之内_____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 695㎡、受人 _____、渡人 _____。
この案件につきましては、令和5年10月17日付けにて許可を受けましたが、
隣地の畑を付け足して再申請するため、許可の取消願いが提出されております。
以上、件数は1件、合計面積は695㎡で、すべて畑でございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番清水です。この案件は令和5年10月17日に許可されましたが、隣地に
土地がありまして、一旦取り消しをして、新たに、次の議案で出てきますので、よ
ろしく願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については承認することに決定いたします。次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 20ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町大久保_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 274㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
15年ほど前から耕作せず、駐車場等として使用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町鎌田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 22㎡ 外1筆、合計面積 137㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を調剤薬局用地とするものです。
都市計画法43条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 白塚、申請地 白塚町鎌田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 932㎡ 外1筆、合計面積 1,292㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を診療所用地とするものです。
都市計画法43条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 橿形、申請地 分部上頭_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 190㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場・資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、申請地 河芸町三行高城_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,134㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、366.34㎡、パネル設置率は、32.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本出口_____、登記地目・現況地目と

も田、面積 1.07㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を福祉施設の管理用水路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 辰水、申請地 美里町家所南之内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 695㎡ 外1筆、合計面積 846㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号8、地区 辰水、申請地 美里町家所今里____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,051㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、480.6㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 120㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 783㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、35.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 419㎡ 外1筆、合計面積 828㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、44.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町野口北興____、登記地目・現況地目とも畑、面積 319㎡ 外2筆、合計面積 1,175㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、23.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件で、面積は7831.07㎡で、このうち田が3136.07㎡で畑が4,695㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地確認させてもらいましたが、何ら問題ございません。よろしく
お願いします。

議 長 番号2、番号3、地区 白塚、お願いします。

事務局 事務局ですけど、2番、3番地区白塚ですが、田村委員から6月7日の現地確認
の結果、特に問題のない旨の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

議 長 これは私も現地確認をさせていただいております。
番号4、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。6月7日に現地を見てまいりました。問題ありませんのでよろし
くお願いします

議 長 番号5、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。部会長、事務局と見ましたが、別に問題ありませんので、よろし
くお願いします。

議 長 番号6、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。6月7日に推進委員の方と事務局とで現地確認をしました。この
案件につきましては、前回もっと広い隣接しておる耕地の許可をさせていただいたの
であります。一部、ちょっと残っておった面積を申請したということでした。特に
問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号7、番号8、地区 辰水、番号9、高宮、お願いします。

清水委員 11番清水です。この物件、議案4号で許可取り消しをされたところなんです
が、一部土地をつけて再申請されました。個人住宅用地なのですが、よろしくお
願いします。

8番、これは太陽光発電用地ということで、1筆ポツンとあるようなところで、
獣害対策もされておるところでありますので、放棄地になるのやないかと思う所で、
よろしくお願いします。

9番、駐車場用地ということで現地確認させていただきましたが、別に問題ない
と判断させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 番号10、番号11、番号12、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。今月も先月も_____の太陽光発電が申請されていますけれども、次々に同じ地域でしていくということで、排水もやっておられますので、問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 番号1から番号12について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本下モ田_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 1,157㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を事業車両回転回地・駐車場・資材置場用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は1,157㎡で、すべて畑でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。ちょうど_____を挟んで北側に位置しています。高速道路の工事車両がそこでUターンをしたり、あるいは駐車場にしたり資材置き場にするということで、特に問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸

借)、事務局の説明をお願いします。

事務局

23ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 453㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は453㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高宮、お願いします。

清水委員

11番清水です。現地確認させていただきましたが、何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。

議長

番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 高宮、申請地 美里町五百野外山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 760㎡ 外1筆、合計面積 802㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、334.54㎡、パネル設置率は、40%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は802㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	<p>以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高宮、お願いします。</p>
清水委員	<p>11番清水です。これも現地確認をさせていただきました。両側が全部太陽光になっておりまして、ポツンと真ん中に残っておるような場所です。皆さんよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第8号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>25ページをお願いします。 議案第9号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 長野、願出者 _____、申請地 美里町北長野朴之木谷_____ 登記地目 田、現況地目 山林、面積 1,418㎡ 外2筆、合計面積 1,728㎡。 これにつきまして、林齢確認写真及び平均胸高直径による林齢表により、申請地に20年以上前に杉桧を植林し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 長野、お願いします。</p>
清水委員	<p>11番清水です。現地の確認をしに行きましたが、どこかわかりませんでした。もう山林化して見分けがつかん状態です。非農地証明を出してもいいのじゃないかなと思います。</p>
議 長	<p>農地には見えないということですね。 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第9号について、証明することといたします。</p>

次に別冊でお配りしました、議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で52,007㎡、畑の使用貸借で1,614㎡、契約件数は15件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で4,267㎡、畑の使用貸借で2,488㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で244,622㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,215㎡、契約件数は47件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で30,379㎡、契約件数は5件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で3,979㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて335,254㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で7,317㎡、合計契約件数は70件、合計面積は342,571㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区11件、河芸地区1件、安濃地区45件、芸濃地区3件で合計60件、合計面積は302,718㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で85.7%、面積で88.3%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにあります1-11-2の外3件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-2、3-3、3-4、3-5、3-6についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

3-2 該当P36

3-3 該当P37

3-4 該当P38

3-5 該当P39

3-6 該当P40

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に議案11号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

2ページをお願いします。

件数は6件、合計面積は28,219.3㎡で、すべて田でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地

所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。
また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これで、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時59分

令和6年6月17日

議事録署名者

議事録署名者
